

# 納税は安全で便利な

## 口座振替をご利用ください

市税は定められた納期限内に、納税者の皆さんが自主的に納めていただくものです。納期限内納付にご協力ください。口座振替は、納期限の日に自動的に引き落としして納税する安全で便利な方法です。ぜひ、ご利用ください。

### 口座振替ができる税金

◆固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税  
(普通徴収)・市県民税(普通徴収)

### 取扱金融機関(本店・各支店)

◆常陽銀行・関東つくば銀行・茨城銀行・水戸信用金庫・結城信用金庫・茨城県信用組合・中央労働金庫・茨城中央農業協同組合・ゆうちょ銀行

### 申込方法

◆通帳とお届け印を持参の上、取扱金融機関または郵便局の窓口にお申込みください。  
※市外の取扱金融機関または郵便局でも手続きができますが、申込用紙が必要になりますので、納税課へご連絡ください。

### 振替日

◆各期の納期限日になりますので、前日までに預金残高の確認をお願いします。  
※振替開始は、申込みの翌月(ゆうちょ銀行は翌々月)以降になります。  
※随時分については、口座振替できませんので、納税通知書に同封されている納付書で納めてください。

### 口座振替できなかった場合

◆口座振替不能通知兼納付書を送付します。すでに納期限が過ぎていきますので、納付書裏面の金融機関等(コンビニエンスストア・郵便局不可)にて速やかに納付してください。固定資産税および市県民税で全期前納を申込みれた方は、第1期分のみ納付書を送付し、第2期以降は、各期の納期限日に期別ごとに振替します。

### 口座振替納付済通知書

◆年2回(9月と翌年3月)に納付済通知書を送付します。  
軽自動車税は、6月に納付済通知書および納税証明書を送付します。

### 口座振替の変更・解約

◆新規の申込みと同様に、取扱金融機関または郵便局の窓口にお申込みください。  
※固定資産税・軽自動車税については、売買や相続等で所有者が変わった場合、再度申込みが必要です。特に固定資産税については、共有者や共有持分が変わった場合も、再度申込みが必要です。

▼問合せ 納税課(内線121)

## 不動産(土地・建物)を取得した場合、不動産取得税が課税されます

不動産取得税とは、不動産(土地・建物)を取得(売買・贈与・新築等)した場合に課税される県の税金です。不動産取得税の税率は、店舗・事務所など住宅以外の建物が4%、住宅および土地が3%で、税額は次により算出されます。

### 【税額算出】

固定資産評価額×税率=税額

(固定資産評価額=市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格)

なお、一定の要件を満たした場合、減免申請を行うことにより不動産取得税が軽減されます。

#### ①住宅用土地の軽減

土地を取得して、その土地の上に3年以内に住宅(住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅)を建てた場合、申請により土地の不動産取得税が軽減されます。

#### ②新築住宅の控除

住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅を新築した場合、その評価額から1,200万円が自動的に控除されます。

#### ③中古住宅(昭和57年1月1日以降の新築であること)および土地の軽減

住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下の中古住宅を取得して、取得者自身がその家に居住した場合、申請により住宅においては一定の控除が、土地については税額の軽減が受けられます。

#### ④その他の軽減

産業活性化条例に基づく控除(県内に事務所または事業所を新設または増設し、県内の事務所等の従業者が5人以上増加する法人)、公共事業に伴う代替不動産の取得には、控除等があります。

### 【問合せ】

水戸市柵町1-3-1  
茨城県水戸県税事務所

課税第2課

TEL 029-221-4820